

参考資料

写

「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」

答 申 書

〔抜 粋〕

平成19年2月16日

新潟市清掃審議会

目 次

はじめに	1
1 政令市移行後のごみ減量施策のあり方	2
(1) 基本的な考え方 - 循環型社会構築の重要性	2
(2) 今後のごみ減量に向けての基本方向	2
2 新潟市が実施すべきごみ減量施策	4
(1) 家庭系ごみの分別区分のあり方	4
(2) 家庭系ごみの負担のあり方	7
(3) 事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方	10
(4) 市民・事業者・行政による協働の取組み	11
おわりに	12

資 料

(1) 資料	13
(2) 審議経過	14
(3) 審議会委員名簿	15

④ 手数料収益の還元について

家庭系ごみの有料化により手数料収入が生じることとなる。この有料化の目的が「ごみ減量・リサイクルの推進」であることから、指定袋作成費・販売委託経費を差し引いた手数料収益については、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の振興などに資するよう市民還元すること、また、使途の決定にあたっては、市民代表も含め透明性を確保することとして、「中間とりまとめ」において提案した。

「市民意見交換会」「パブリックコメント」においては、「ごみステーションへの補助」「不法投棄対策」への充当の意見が多く、「市民アンケート」結果からも「ごみステーションの設置支援」「高齢者・障がい者世帯に対するごみ出し支援」「違反ごみ・不法投棄対策」「自治会の集団資源回収への奨励金交付」などへの支持が多数を占めた。

主な収益還元事業としては、以下のものが考えられる。

- 古紙資源化の一層の推進
 集団資源回収奨励金を継続するとともに、ステーション回収する古紙についても新に奨励金を交付する。
- ごみステーション設置補助
 ごみステーション分散化・カラス対策に対応できるよう、全域でごみステーション設置補助を行う。
- ごみ減量・地域美化
 生ごみ処理機購入助成、地域清掃等への助成を継続・拡充する。
- 不法投棄・違反ごみ対策
 クリーンにいがた推進員活動費、重点地区監視パトロール等
- 環境学習・環境教育に対する支援
 幼児から大人まで、身近なところで環境学習の機会が得られるような取組みを支援する。
- コミュニティ協議会等の地域活動支援
 コムニティ協議会等による高齢者・障がい者世帯へのごみ出し支援等の様々な市民福祉活動、地域クリーン作戦等の地域美化活動や循環型地域づくりの取組みを支援する。

審議会では、収益還元にあたっては、有料化の趣旨から資源循環型地域づくりに対する支援を優先的に行うべきとの意見が多数を占めた。

コムニティ協議会等に対する支援については、資源循環型社会形成を進めには、日常的な取組みの支えとなる地域コミュニティ育成が重要であること、

また、地域での市民福祉活動等に対する支援を望む意見が強いことなどから、支援対象に含めるべきであると考える。

しかしながら、コミュニティ協議会が未だ市全域に定着しているとは言い難い状況にあることから、その運営全般に対して一律に助成することは避けるべきであり、循環型地域づくりに対する取組みを中心に、市民福祉活動なども含めた具体的な活動に対して支援することとし、市民の目から見て使途についての透明性がしっかりと確保できる制度とすべきである。

(3) 事業系ごみの排出方法及び手数料のあり方

事業系ごみについては、すべての地区において有料となっているが、手数料水準の違いに加え、排出方法も新潟地区、白根広域地区において有料指定袋での直接搬入を行うなど、地域により異なっている。また、家庭系ごみの直接搬入についても、新潟地区では、事業系ごみの直接搬入手数料と差を設けていないのに対し、他地区では、一定の差を設けている。

審議会においては、事業系ごみについても、事業者による自己処理責任を促すとともに、排出抑制・リサイクルの推進を図るよう促すことを基本に検討し、家庭系ごみの持ち込み手数料は、合併地区の状況を踏まえ事業系と差を設けることとし、現在の手数料水準を考慮して設定するべきとした。

- 事業系ごみの排出方法及び手数料については、事業者の自己処理責任に基づき、ごみステーションへの排出は禁止し、排出抑制・リサイクルの推進を図り、焼却場等へ持ち込む場合にも、有料指定袋での排出をやめ、重量に応じた単純従量制とする。
- 持込み手数料は、新潟広域地区の焼却・埋立処理原価相当額で設定する。また、家庭系ごみの持ち込み手数料は、事業系の半額程度とし、下表のとおりとする。なお、手数料は3年を基本として見直しを行う。

直接搬入ごみ		事業系 ステーション収集
事業系	家庭系	廃止
130円／10kg	60円／10kg	